



# 連合愛知安全衛生センターだより

愛知県勤労者安全衛生センター 〒456-0002 名古屋市中熱田区金山町1丁目4-18 ワークライフプラザれあろ 3F  
TEL(052) 684-0003 FAX(052) 684-0303 連合愛知ホームページからも閲覧できます <http://www.rengo-aichi.or.jp>

## ～安全衛生センター第5回理事会をWEB開催～



安達事務局長 近藤理事長

連合愛知安全衛生センター「第5回理事会」を9月30日「れあろ」2階会議室よりweb配信にて開催しました。

冒頭、近藤理事長より、「新型コロナウイルス感染拡大による、愛知県に対する緊急事態宣言が本日をもって解除され、明日から愛知県独自の厳重警戒宣言となる。ワクチン接種も進んではいくが、個人の感染防止対策を引き続き、徹底して頂きたい。センターの活動も思うように進まないが、この様な時だからこそ、構成組織と安全衛生センターが連携して充実した労働環境の実現を目指していかなければならない。」との挨拶がありました。

主な議題として、①2022年度暫定予算について、②第33回総会の議案書について、③理事の交代について、④第33回総会および講演会の開催について、⑤第80回全国安全衛生大会について、⑥2021年愛知産業安全衛生大会について、⑦2022年度第1回理事会の開催について提案し、すべて承認されました。

### ◇理事の交代

構成組織	新理事	旧理事
自動車総連	井崎 啓介	繁野 慶一
基幹労連	竹畑 安広	西川 智雄
J P 労組	古久根 浩司	小椋 和夫
情報労連	谷原 伸哉	小出 裕一
J R 連合	福森 敬和	鎌田 隆司
全国ガス	松井 健吾	正村 佳奈
J E C 連合	原田 恭輔	山本 将

## 全国労働衛生週間にむけて ～第2回安全衛生担当者研修会を開催～

9月30日、れあろ2階会議室にて「第2回安全衛生担当者研修会」を開催しました。愛知県への緊急事態宣言が発出がされていたことから、Webでの講義配信を行ない各構成組織・加盟組合、安全衛生センター理事を含め61名が聴講しました。



新美 講師

冒頭、近藤理事長から「10月の全国衛生週間に向けた研修会を予定していたが、緊急事態宣言発出中により、web講義の開催とした事に、ご理解をいただきたい。」とのあいさつの後、「withコロナ時代におけるメンタルヘルス対策」と題し、公認心理士である新美智美氏より、①コロナによる影響、②コロナ禍でのメンタルヘルス、③withコロナ時代のコミュニケーションについて講義がされた。

コロナ禍での様々なストレスにより、鬱病が増えている事に関して、コロナ禍においてストレスへの対処方法として、個人で出来る対処法と職場でメンタルヘルス不調者を出さないためのコミュニケーションについて、傾聴の重要性と承認のメッセージを活用し、良好な人間関係を構築するスキルについて講義がされました。

毎月発行している『安全衛生センターだより』は連合愛知安全衛生センター HPにも掲載しています。  
<https://anzen0003.rengo-aichi.or.jp/dayori/>  
過去の『だより』も掲載していますので  
職場での研修会等に、是非ご活用ください  
安全衛生センターだより



## 2021年9月度 愛知県の死亡災害発生状況 <10月4日現在速報値>

20人 (5人) 対前年同期35人 (3人) ※ ( ) 内は交通事故による死亡者の内数

	業種・規模	被災者	事故の型	災害状況
9月	道路貨物運送業 9名以下	ドライバー 60代 3年	交通事故 トラック	タンクローリーで自動車専用道路を走行中、側壁に衝突した。
	金属製品製 50～99名	営業 40代 4年	交通事故 トラック	製品配送後の帰社途中、工事で渋滞中の高速道路で後ろから大型トラックに追突されたもの。
	林業 10～29名	林業 40代 1年	墜落・転落 通路	伐倒木の選木作業中、被災者が時間になっても集合場所に現れなかったため捜索したところ、沢で倒れている状態で発見されたもの。被災者の担当エリア内にシダに覆われた崖があり、発見された沢はこの崖の真下のため、崖を滑落したと推定されている。

## 私たちの職場における取り組み事例

### 第8回

鈴木 理事（自治労愛知県本部）

#### ■過労死等防止啓発月間の取り組み■

自治労は全国の県庁、市役所、町村役場、一部事務組合などの地方自治体で働く職員のほか、福祉・医療に関わる民間労働者、臨時・非常勤等職員、公営交通に従事する労働者など公共サービスに関連する組合が結集する労働組合です。公共サービスの提供を担う私たち自治労は、安心して暮らせる地域をつくるため、現場で働く者の声を集め、子育てや医療、介護、公共交通などがよりよいものとなるように政策提言などを行っています。

さて、来月11月は「過労死等防止啓発月間」です。過労死等は、職場の労働環境が原因で起こります。

「令和2年版過労死等防止対策白書」によると、日本の就業者の脳血管疾患、心疾患、大動脈瘤および解離による死亡数は、減少傾向にあります。自死者は、1998年以降14年間連続して3万人を超えていましたが、2010年以降減少が続き、2019年は2万人余りとなっています。勤務問題が原因・動機の1つであるケースは、2019年は1949人となっています。過労死等の原因を排除するという観点からは、1次予防が最も重要といわれています。1次予防とは、疾病についての正しい知識を普及させたり原因を取り除いたりすることにより、疾病の発生自体を予防することです。

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下、大綱）」は、令和3年7月30日、閣議決定により変更されました。そこでは、新たな大綱により定められた新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応をはじめ働き方の変化を踏まえた、過労死等防止対策の取り組みが示されました。そこには、労働組合等の主体が取り組むべき重点的対策が明示的に定められていますので、使用者と労働組合が積極的に協力していくことが必要となります。過労死等は誰にでも起こり得る問題です。しかも、過労死等は職場環境から起こるので、一度過労死等が生じたら次々と発生することがありえます。

職場について最も知っているのは職場の労働者、ひいては労働組合です。

労働組合が、過労死等を防止するための役割を果たせるよう取り組まなければなりません。



11月は過労死等防止啓発月間

実現しよう

ゼロ

過労死等

働き方を見直して、「過労死等」のない職場へ

そもそも「過労死等」とは？

過労死等防止対策推進法によると、

- 業務における過度な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- 業務における強い心理負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

と定義されています。

連合愛知

過労死等ゼロに向けて、取り組みを徹底しよう！

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が新しくなりました。

今月・来月は「シリーズ 職場における新型コロナウイルス感染防止対応と対策」はお休みします。